

通所介護事業

①利用数値統計

→「デイ PC 時間帯別人数一覧 (介護デイ) (予防デイ) 延人数 より」

介護保険利用者延回数 (要支援・要介護合計値) 【H23年度はご利用時間の長さや、暫定ケアプランの除外など法定換算しております。】 4月 293

延回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H26度	293	266	296	328	254	290	320	287	287	283	273	301	3478
H25度	277	276	273	299	255	306	334	321	264	255	256	305	3421
H24度	310	284	310	316	276	294	346	306	273	261	268	274	3518
H23度	291	280	331.5	320.5	308.5	305	296.5	318.5	306.75	257.5	262.5	294.5	3572.75
H22度	268	266	307	319	273	286	315	330	311	266	301	331	3573
H21度	285	248	298	291	247	273	305	304	275	242	258	274	3300
H20度	274	253	259	305	268	325	330	272	274	242	251	289	3342

②利用方法

- ・介護保険利用者 → 要支援の方については介護予防支援事業者、要介護の方については居宅介護支援事業者の作成する予防プラン・ケアプランにより、利用者のご希望に合わせてご利用していただいた。
 (介護予防サービスは、そのシステムや内容、料金設定が異なっているため、必ずしも利用の回数や時間が介護報酬に直接的には表れない。)
- ・特定高齢者等 → 運動器の機能向上事業 (益田市の事業) 3教室 13名
 【参考：21年度→2名+11名、22年度→0名+3名、23年度→0名、24年度→3名、25年度→1名+3名】

③サービスの内容

介護支援専門員が作成するケアプランに則して送迎・健康管理・入浴・食事等の通所介護計画を作成しサービスを実施する。その他、アクティビティ・各種相談・機能訓練・運動機能向上等、各利用者に合わせた個別対応を行った。また、年間行事計画等を作成し、利用者同士や地域との交流に努めた。

④職員

業 務	資格と実人数	常勤換算
苑長 (他の管理者兼務)	社会福祉士・介護支援専門員 (1)	0.25
生活相談員	介護福祉士 (1) ヘルパー1級 (1)	1
介護職員 (兼務・パート含む)	介護福祉士 (2) ヘルパー1級 (1) ヘルパー2級 (4) その他 (2)	3
看護職員	准看護師 (1) 看護師 (1)	0.9
調理員	調理師 (1) その他 (2)	1.25

事務員（介護職員兼務）	介護福祉士（1）	0.6
運転手（特定旅客事業含む）	二種（1） その他（1）	0.6

以上の職員で対応。常勤職員は1日8時間、週40時間制による勤務体制。職員分担をよく守り、お互いよく協力して業務に取り組んだ。

⑤総括

- 1 年間の利用数自体は、前年度と同じくらいであったといえる。
- 2 在宅サービスであるため、常に不安定要素があるが、5月、8月、1月、2月は安定して少なくなる傾向がある。
- 3 平成27年度からは、要支援者のサービスの介護報酬切り下げにより、非常に厳しくなることが予想される。
- 4 運動機能向上サービス（体操やパワーリハビリの器具を使ったトレーニング）を希望される利用者には、引き続き対応させていたいただいている。
- 5 職員全体に、利用者の思いを謙虚に聴く姿勢について常に意識させ、接遇や、介護の技術向上につとめた。

訪問介護事業

①利用数値統計

→「ヘルパーPC 【請求共通】 要介護度別実績一覧（介護ヘルパー）（予防ヘルパー）より」

介護保険利用者延回数（要支援・要介護合計値）

4月 361

延回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H26度	322	316	266	267	246	265	349	307	314	293	290	320	3555
H25度	318	341	323	313	328	322	350	339	355	306	256	307	3858
H24度	392	375	338	349	374	366	371	344	340	312	299	320	4180
H23度	477	430	480	526	583	489	434	475	444	420	379	409	5546
H22度	367	408	417	439	397	418	497	473	464	400	386	455	5121
H21度	402	342	349	359	393	369	375	405	364	337	337	366	4398
H20度	495	554	513	555	527	525	469	465	423	346	395	499	5766

②サービスの内容

- ・介護支援専門員の作成するケアプランと、事業所作成の訪問介護計画にそってサービスを実施。各利用者のよりよい在宅生活の維持・改善へとつながるように、懇切・丁寧なサービス提供を心がけた。

内容： 要介護の方の場合 身体介護 = 入浴・清拭・排泄・通院介助・外出介護等。 生活援助 = 調理・掃除等。

要支援の方の場合 介護予防訪問介護Ⅰ（週1回） 介護予防訪問介護Ⅱ（週2回） 介護予防訪問介護Ⅲ（それ以上）

- ・年間を通じ、土・日・祝日を含めてサービスの実施をおこなった。

③職員

業 務	資格と実人数	常勤換算
苑長（他の事業管理者兼務）	社会福祉士・介護支援専門員（1）	0.25
サービス提供責任者（常勤）	介護福祉士（1）	1

訪問介護員	ヘルパー 2 級 (1)	1
登録ヘルパー	ヘルパー 2 級 (6)	1

常勤職員は 1 日 8 時間、週 4 0 時間制勤務体制。

④総括

- 1 利用回数は、ここ数年で最も少なかった。職員の体制についても、人員を少なくしている。
- 2 制度改定による介護報酬の削減も追い打ちをかけており、厳しい状況である。
- 3 常勤および登録ヘルパーの研修と意見交換を毎月 1 回実施し、よりよい介護を提供出来るよう研鑽に努めた。

訪問入浴介護事業

①利用数値統計

→「訪問入浴 PC 【請求共通】要介護度別実績一覧（介護入浴）より」

介護保険利用者延回数（要介護のみ、要支援に関しては、事業としてはあるが、実績は無い。部分浴も回数に含める。）

4 月 56

延回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H26 度	36	38	42	50	46	56	60	51	56	50	45	49	579
H25 度	48	42	37	41	40	35	45	44	42	35	37	41	487
H24 度	27	28	33	35	42	50	57	62	55	40	42	42	513
H23 度	77	60	63	65	66	70	71	72	50	39	35	28	696
H22 度	47	42	66	51	53	47	73	72	54	48	48	72	673
H21 度	43	44	54	48	41	46	56	45	47	44	39	41	548
H20 度	61	62	61	67	44	57	59	66	63	37	44	46	667

②サービス内容

介護支援専門員の作成するケアプランに則してサービスの提供を行った。介護度の高い人が多いため、利用者の体調に合わせ、十分な配慮のもと入浴介護を行う。

③職員

業 務	資格と実人数	常勤換算
苑長（他の管理者兼務）	社会福祉士・介護支援専門員（1）	0. 2 5
主任 訪問入浴介護員（常勤）	介護福祉士（1）	1
介護員（非常勤）	介護福祉士（1）	0. 8
看護職員	准看護師（1）	0. 6～0. 8

常勤職員は 1 日 8 時間、週 4 0 時間の勤務体制。訪問時 3 人対応で、お互いに協力し合ってサービスの提供にあたった。

2 0 年度から 2 6 年度にわたり、2 台同時に出勤させるべき時期はなかった。（以前は存在した）。

④総括

- 1 年間を通じての利用回数は、2 3 年度末の冬から少ないまま安定していたが、今年度はやや増えてきている。

- 2 1日運営日を減らし、デイの職員との兼務をかけて、運営に工夫をし、平成26年度からは人員配置の変更を行っている。
- 3 介護福祉士が配置されている等によるサービス提供体制加算が認定されている。

居宅介護支援事業

① 利用数値統計

→「国保請求 PC 要介護度別年間請求分析 と 益田市への請求書の数値 より」

介護保険利用者数（各種加算の数値は複雑であるため除外）

4月 59+(25)

延回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H26度 要介護	63	60	58	60	54	58	60	68	62	56	60	58	717
要支援	24	26	26	27	26	30	28	27	30	27	27	27	325
H25度 要介護	63	61	64	62	57	56	57	61	55	54	59	61	710
要支援	27	29	27	29	29	29	28	28	27	27	27	27	334
H24度 要介護	58	57	56	59	57	64	67	65	61	59	56	61	720
要支援	28	27	29	28	28	28	29	30	29	30	30	28	344
H23度 要介護	56	53	55	52	56	58	64	65	63	60	57	57	696
要支援	22	29	27	26	26	27	26	26	27	27	27	26	316
H22度 要介護	41	52	51	46	44	46	48	60	55	45	46	53	587
要支援	25	20	22	20	23	23	25	23	27	26	27	24	285
H21度 要介護	49	47	50	45	44	51	51	51	46	45	46	46	571
要支援	24	26	26	25	24	26	23	20	23	19	23	23	282
H20度 要介護	50	55	56	53	52	56	56	60	56	52	51	55	652
要支援	25	25	25	25	25	23	23	21	21	21	21	22	277

※ 相談援助は行ったが、入所・入院中等で在宅介護サービスを利用されなかった場合は請求の対象とならないので、資料の数字には表れない。

※ 介護予防支援の受託（上記「要支援」の方のこと。報酬は半額以下） → 要支援の認定を受けた利用者は、益田市地域包括支援センターとの契約に基づく。
（要支援の利用者数には、過疎特別地域居住者も含まれている）。（共楽苑そのものについては、過疎特別地域加算は認められていない）。

② サービスの内容

- ・利用者のご希望やニーズにあわせ、自立支援のための相談援助業務とケアプランの作成。要介護認定調査部門（再認定）の業務等。
- ・利用者ご本人、家族、各担当者の意見を聴きつつ、ご本人の笑顔につながる最善の支援策となるよう、介護計画の作成に努めた。

③ 職員

業 務	資格と実人数	常勤換算
苑長（他の管理者兼務）	社会福祉士・介護支援専門員（1）	0.25
介護支援専門員	介護支援専門員（介護福祉士）（2）	2

常勤者1日8時間、週40時間の勤務体制。

④ 総括

- 前年度に同じく、二条・美濃地区以外の利用者が増えている。
- 共楽苑には特別地域加算がなく、ケアマネ1人あたりの要介護者39人枠が採用されている。ただし、実際の担当者数が超えるというようなことはない。要支援（介護予防）の利用者を益田市より受け入れており、こちらは上限に近いが、特別地域居住者は数字上、除外される。介護予防の単価は要介護者の半額以下であるため、業務の多さにもかかわらず、収入には直接つながらない側面はある。
- 市や県、その他各団体の主催するケア会議やケアマネージャーの研修会に積極的に参加し、ケアプランに生かせるように配慮した。（今年度から、益田地域介護支援専門員協会事務局を行っている）。
- 月1回の利用者宅訪問で相談に応じ、アセスメント→ケアプランの作成・サービス担当者会議→月1回のモニタリング記録を行うこと等、業務の徹底をはかった。（要支援者については、訪問は3ヶ月に1回でよいという基準もある）。

その他

- 益田市からの受託事業 → 閉じこもり予防デイ・お達者体操教室（3教室13名） 益田市の「ふり返り教室」を1回、試験的に行った。
配食サービス・緊急通報装置管理・はつらつ介護者ふれあい事業 等
 - ・配食サービス 20年度＝1392食 21年度＝1456食 22年度＝1644食 23年度＝1646食
24年度＝1211食 25年度＝1325食 26年度＝1586食
 - ・緊急通報装置管理は委託終了、24年度から「さすけセンター」に移行した。
- 特定旅客自動車運送事業 → 18年7月より許可 (18年度)147件 (19年度)169件 (20年度)217件 (21年度)286件
(22年度)182件 (23年度)138件 (24年度)147件 (25年度)126件 (26年度)127件
- 高齢者筋トレ倶楽部 → 18年12月頃より試行 19年4月から発足。 会員制。
終了しているが、希望により、限定的に3ヶ月間、行った。
- 平成26年度は、島根県高齢者福祉課と益田市の実地指導が行われ、無事に終了しています。